

掛川市教育委員会公告

東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則（平成18年掛川市教育委員会規則第4号）第4条、掛川市いこいの広場条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第35号）第3条、掛川市安養寺運動公園条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第36号）第3条、掛川市下垂木多目的広場条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第37号）第4条、掛川市海洋センター条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第39号）第3条、掛川市大東体育施設条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第40号）第3条及び掛川市大須賀運動場条例施行規則（平成18年掛川市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、指定管理者の指定について次のとおり公告する。

平成28年9月20日

掛川市教育委員会

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
東遠カルチャーパーク総合体育館	掛川市大池2250番地
掛川市いこいの広場	掛川市細谷1686番地
掛川市安養寺運動公園	掛川市淡陽116番地
掛川市下垂木多目的広場	掛川市下垂木2243番地の1
掛川海洋センター体育館	掛川市大池2192番地
掛川海洋センター艇庫	掛川市大池2313番地の3
大東海洋センター艇庫	掛川市国安2808番地の15
大須賀海洋センタープール	掛川市沖之須1924番地の1
掛川市大東総合運動場	掛川市国安3300番地の1
掛川市大東北運動場	掛川市下土方407番地
掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場	掛川市千浜8572番地の3
掛川市大須賀運動場	掛川市西大淵6220番地の1

2 管理の基準及び業務の範囲

掛川市社会体育施設指定管理者募集要項（別紙1。以下「募集要項」という。）及び掛川市社会体育施設指定管理業務仕様書（別紙2）のとおり

3 指定をする予定期間

平成29年4月1日から10年以内で教育委員会が適当と認める期間

4 申請の方法

募集要項のとおり

掛川市社会体育施設指定管理者募集要項

東遠カルチャーパーク総合体育館

掛川市いこいの広場

掛川市安養寺運動公園

掛川市下垂木多目的広場

掛川海洋センター体育館

掛川海洋センター艇庫

大東海洋センター艇庫

大須賀海洋センタープール

掛川市大東総合運動場

掛川市大東北運動場

掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場

掛川市大須賀運動場

平成 28 年 9 月

掛川市教育委員会社会教育課

目 次

1	主旨	1
2	施設の管理運営方針及び指定管理者に期待する役割	1
3	対象施設及びその概要	1
4	指定管理者期間	5
5	業務要求水準	5
6	指定管理者が行う管理運営の業務内容	5
7	利用料金及び自主事業収入	7
8	応募資格	7
9	スケジュール	8
10	募集要項の配布	8
11	募集説明会及び現地見学会の開催	9
12	質問の受付	9
13	申請書の受付	9
14	提出書類	10
15	指定管理者候補者審査及び選定	10
16	選定結果の通知及び公表	11
17	指定管理者の指定	11
18	協定書の締結	12
19	留意事項	12
20	責任分担	12
21	再委託の取り扱い	12
22	関係法規の遵守	13
23	その他	13
24	問い合わせ先	14

指定管理者募集要項

1 主旨

掛川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、東遠カルチャーパーク総合体育館、掛川市いこいの広場、掛川市安養寺運動公園、掛川市下垂木多目的広場、掛川海洋センター体育館、掛川海洋センター艇庫、大東海洋センター艇庫、大須賀海洋センタープール、掛川市大東総合運動場、掛川市大東北運動場、掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場及び掛川市大須賀運動場(以下「社会体育施設」という。)の管理運営業務を、民間事業者のノウハウや企画力を十分に発揮していただくことにより、施設のよりいっそうの利便性の向上や満足度向上のため、次のとおり事業者を広く公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集します。

上記、12施設を一体として管理運営していただきます。各施設についての指定管理業務の詳細は、別途「指定管理業務仕様書」をご覧ください。

2 施設の管理運営方針及び指定管理者に期待する役割

市民の健康づくりやスポーツ活動への参加を促進し、心身の健全な発達、健康の維持及び体力の向上を図り、豊かで充実した生活の実現に貢献すること、及び市民満足度を最大化させるサービスの提供により収入増を図り、収入額が施設の管理運営経費と限りなく均衡することが社会体育施設の管理運営方針です。

この方針の具現化のため、指定管理者がこれまで培ってきた経験及び技術等が最大限に発揮される積極的な事業展開を期待します。

3 対象施設及びその概要

- (1) ア 施設名称 東遠カルチャーパーク総合体育館
イ 愛称 さんりーな
ウ 所在地 掛川市大池 2250 番地
エ 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上 2 階一部地下 1 階 総面積 10,578 m²
オ 施設内容 アリーナ 2,442 m² (66m×37m、観客席 1008 席、車椅子席 40 席)
武道場 664 m² (33m×20m)
弓道場 遠的 3 人立、近的 9 人立
研修室 118 m² (72 人収容)
プール 863 m² (25m プール×6 コース、幼児プール、採暖室)
トレーニング室 230 m²
スタジオ 130 m²
駐車場 250 台
事務室 113.2 m²
カ 供用日 1 月 4 日から 12 月 27 日まで (火曜日を除く)
キ 供用時間 午前 9 時 00 分から午後 9 時 30 分まで (一部施設により異なる)
- (2) ア 施設名称 掛川市いこいの広場

イ 所在地	掛川市細谷 1686 番地
ウ 敷地面積	95,900 m ²
エ 施設内容	管理棟 197 m ² (管理事務所、会議室) 野球場 18,500 m ² (両翼 92m、中堅 120m、観客収容 12,000 人、トイレ 2 箇所) 多目的広場 15,000 m ² (ソフトボール 2 面、ナイター照明 6 基) テニスコート 4,500 m ² (砂入り人工芝コート 5 面、観客席、ナイター照明 8 基) 駐車場 450 台 ※臨時北側 200 台、西側 150 台 景観園 屋外トイレ 5 箇所
オ 供用日	1 月 4 日から 12 月 27 日まで (火曜日を除く)
カ 供用時間	午前 6 時 00 分から午後 9 時 30 分まで (一部施設により異なる)
(3) ア 施設名称	掛川市安養寺運動公園
イ 所在地	掛川市淡陽 116 番地
ウ 敷地面積	53,428 m ²
エ 施設内容	公園管理棟 421 m ² (管理事務所、ミーティングルーム、更衣室) 多目的グラウンド 8,972 m ² (両翼 85m、中堅 100m、ナイター照明 4 基) テニスコート 1,376 m ² (ハードコート 2 面、ナイター照明 7 基) 水泳プール 3,835 m ² (50m×8 コース、幼児用プール、ナイター設備) センタープラザ ※無料開放施設 ゲートボールコート 1 面 ※無料開放施設 おへそ山 (遊具等) ※無料開放施設 駐車場 120 台 屋外トイレ 5 箇所
オ 供用日	1 月 4 日から 12 月 27 日まで (火曜日を除く)
カ 供用時間	午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで (一部施設により異なる)
(4) ア 施設名称	掛川市下垂木多目的広場
イ 所在地	掛川市下垂木 2243 番地の 1
ウ 敷地面積	20,337 m ²
エ 施設内容	芝生広場 8,269 m ² (天然芝コート、サッカー 1 面、グラウンドゴルフ) ゲートボールコート 1 面 ※無料開放施設 ランニングコース 100m×5 コース ※無料開放施設 駐車場 80 台 屋外トイレ 1 箇所
オ 供用日	1 月 4 日から 12 月 27 日まで (月曜日、火曜日、金曜日の午後を除く)
カ 供用時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

- (5) ア 施設名称 掛川海洋センター体育館
 イ 所在地 掛川市大池 2192 番地
 ウ 総面積 1,102 m²
 エ 施設内容 屋内運動場 726 m² (30.9m×23.5m)
 研修室 62 m² (30 人収容)
 駐車場 40 台
 事務室 30.18 m²
 オ 供用日 1 月 4 日から 12 月 27 日まで (火曜日を除く)
 カ 供用時間 午前 9 時 00 分から午後 9 時 30 分まで
- (6) ア 施設名称 掛川海洋センター艇庫
 イ 所在地 掛川市大池 2313 番地の 3
 ウ 総面積 199.98 m²
 エ 施設内容 艇庫 199.98 m²
 ※海洋クラブで使用するカヌー等の船艇が格納されている
 オ 設 備 クレーン 1 基、浮き栈橋、水洗トイレ
 カ 船 艇 等 備品台帳のとおり
 キ 供用日 1 月 4 日から 12 月 27 日まで (火曜日を除く)
 ク 供用時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
- (7) ア 施設名称 大東海洋センター艇庫
 イ 所在地 掛川市国安 2808 番地の 15
 ウ 総面積 573 m² 2 階建
 エ 施設内容 艇庫 412 m²
 ※海洋クラブで使用するカヌー等の船艇が格納されている
 会議室 60 人収容
 オ 設 備 浮き栈橋
 カ 船 艇 等 備品台帳のとおり
 キ 供用日 1 月 4 日から 12 月 27 日まで (火曜日を除く)
 ク 供用時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
- (8) ア 施設名称 大須賀海洋センタープール
 イ 所在地 掛川市沖之須 1924 番地の 1
 ウ 総面積 1,010 m²
 エ 施設内容 水泳プール (25m×6 コース、幼児用プール 60 m²)
 駐車場 260 台
 管理棟 135.35 m²
 オ 供用日 7 月 20 日から 8 月 31 日まで
 カ 供用時間 午前 9 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

- (9) ア 施設名称 掛川市大東総合運動場
 イ 所在地 掛川市国安 3300 番地の 1
 ウ 敷地面積 95,626 m²
 エ 施設内容 管理棟 472,5 m²
 プール管理棟 430,75 m²
 屋外トイレ 5 箇所
 野球場 19,025 m² (軟式専用 両翼 98m、中堅 122m、ナイター照明 6 基)
 多目的広場 12,536 m² (ソフトボール 2 面程度)
 テニスコート 2,978 m² (砂入り人工芝 4 面、観客席、ナイター照明 15 基)
 水泳プール 1,275 m² (50m×9 コース、25m×6 コース、幼児用プール 60 m²)
 グラウンド・ゴルフ場 (天然芝、全 32 ホール)
 ※(社)日本グラウンド・ゴルフ協会認定コース
 わんぱく広場 6,421 m² ※無料開放施設
 駐車場 400 台
 オ 供用日 1 月 4 日から 12 月 27 日まで (月曜日を除く)
 カ 供用時間 午前 6 時 00 分から午後 9 時 30 分まで (一部施設により異なる)
- (10) ア 施設名称 掛川市大東北運動場
 イ 所在地 掛川市下土方 407 番地
 ウ 敷地面積 37,412 m²
 エ 施設内容 管理棟
 屋外トイレ 4 箇所
 多目的広場 16,071 m² (両翼 95m、中堅 120m)
 テニスコート 5,480 m² (砂入り人工芝 4 面、ナイター照明 17 基)
 ライフスポーツ広場 (遊具等) ※無料開放施設
 駐車場 150 台
 オ 供用日 1 月 4 日から 12 月 27 日まで (月曜日を除く)
 カ 供用時間 午前 6 時 00 分から午後 9 時 30 分まで (一部施設により異なる)
- (11) ア 施設名称 掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場
 イ 所在地 掛川市千浜 8572 番地の 3
 ウ 敷地面積 17,501 m²
 エ 施設内容 ビーチバレーコート 6 面
 駐車場 180 台
 オ 供用日 1 月 4 日から 12 月 27 日まで (月曜日を除く)
 カ 供用時間 午前 6 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(12) ア 施設名称	掛川市大須賀運動場
イ 所在地	掛川市西大淵 6220 番地の 1
ウ 敷地面積	17,943 m ²
エ 施設内容	管理棟 屋外トイレ 2 箇所 野球場 (軟式専用 右翼 81m、左翼 94m) テニスコート (ハードコート 2 面) 駐車場 65 台
オ 供用日	1 月 4 日から 12 月 27 日まで (月曜日を除く)
カ 供用時間	午前 6 時 00 分から午後 9 時 30 分まで (一部施設により異なる)

4 指定管理者期間

事業計画書の内容に整合する期間を、平成 29 年 4 月 1 日から最長 10 年以内で提案して下さい。

5 業務要求水準

教育委員会が求める指定管理の業務要求水準は、別冊「業務仕様書」のとおりです。

6 指定管理者が行う管理運営の業務内容

「東遠カルチャーパーク総合体育館条例、掛川市いこいの広場条例、掛川市安養寺運動公園条例、掛川市下垂木多目的広場条例、掛川市海洋センター条例、掛川市大東体育施設条例、掛川市大須賀運動場条例」(以下「条例」という。)、 「東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則、掛川市いこいの広場条例施行規則、掛川市安養寺運動公園条例施行規則、掛川市下垂木多目的広場条例施行規則、掛川市海洋センター条例施行規則、掛川市大東体育施設条例施行規則、及び掛川市大須賀運動場条例施行規則」(以下「規則」という。)に従い、指定管理者が自ら事業計画を策定し、教育委員会の承認を得た後、当該計画に基づいて施設の管理運営に必要な全ての業務を行ってください。

なお、業務内容の詳細は別冊「業務仕様書」のとおりです。

(1) 指定管理料

最大 10 年間の指定管理料の上限額

1,700,000,000 円

(消費税及び地方消費税を含む)

例：5 年間は 850,000,000 円、7 年間は 1,190,000,000 円を上限とする。

利用料収入及び自ら行う事業収入により全ての経費を賄うことが基本ですが、指定管理者は、自ら提案する事業計画の内容及び収支計画書に整合する指定管理料の額を最大 10 年間の上限の範囲内で提案してください。

施設の運営管理に要する経費の一部を指定管理料として、毎年度の予算額の範囲内で指定管理者に支払います。

また、単年度の指定管理料は年度毎の協定で定めます。

なお、指定管理業務の実績により生じた赤字（損失）については、教育委員会は補填しません。

ただし、次の経費は教育委員会が負担します。

ア 現状の機能を回復するための修繕で1件20万円以上の修繕費用
(グレードアップは含まない。)

イ 建物の躯体、防水、外装及び基幹的な設備等の改修整備費用

ウ 地震その他災害発生時の復旧費用

エ 教育委員会が政策的意図に基づき、施設の管理運営に関する指定管理者の裁量を制限する場合の影響相当額

※過去の年度における施設の支出、収入の決算額は別紙参照

(2) 独立採算制による管理運営への移行の検討

教育委員会は、管理運営業務の開始後、各施設の年度ごとの収支状況を評価し、収支均衡が図られると判断するときは、指定管理料の減額について検討します。

さらに、収入額が支出額を上回ると判断するときは、指定管理料の支出を取り止め、独立採算制による管理運営への移行を検討します。

(3) 施設設備等に対する指定管理者の投資

施設の設置目的が損なわれない範囲で、利用者のサービス向上のために施設の新築、増改築及び機械設備の充実等、教育委員会が承認した事業計画に基づき、指定管理者自ら投資を行うことができます。

指定管理期間満了時或いは指定管理者交代時における本資産の取り扱いは、投資に関する事業計画が提出された時に取り扱いについて協議を行い、決定した事項について覚書等を締結することとします。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者が交代する場合には、教育委員会は事前協議の結果に関係なく残存価値による買い取りを行いません。

(4) 開館時間及び休館日

条例及び規則で、原則的な開館時間及び休館日を規定していますが、これを指定管理者が自ら策定した事業計画書に整合する内容で再設定し、教育委員会の承認を得て変更することができます。

(5) 禁止事項

次の事項については、禁止します。

ア 教育委員会の承認がない事業計画の実施

イ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められる行為

ウ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる行為

エ その他社会体育施設の使用を不相当と認めるとき

(6) 区分会計の独立

指定管理者は、施設の管理運営に関する経理について、自身の団体と独立した各施設ごとの個別会計帳簿等を作成するものとします。

(7) 地震その他災害発生時の取り扱い

東遠カルチャーパーク総合体育館、掛川市いこいの広場、掛川市安養寺運動公園、掛川市下垂木多目的広場、掛川海洋センター体育館、掛川海洋センター艇庫、大東海洋センター艇庫、掛川市大東総合運動場、掛川市大東北運動場及び掛川市大須賀運動場は、地震その他災害発生時の防災拠点となっていますので、有事の際は教育委員会が施設を優先利用します。

また、指定管理者には、防災拠点としての機能発揮及び運営について、最大限の協力をしていただくこととなります。

なお、協力を要した費用については、教育委員会と指定管理者が協議の上、適当と認められる費用について、教育委員会が負担します。

7 利用料金及び自主事業収入

(1) 利用料金収入

教育委員会が条例に定める利用料金に基づき得た料金は、指定管理者の収入とします。

ただし、条例に定める利用料金は上限であり、それ以内ならば教育委員会の承認に基づき、指定管理者が料金の設定を行うことができます。

(2) 自主事業収入

自主事業の料金設定は、指定管理者が自ら事業計画の中で定め、教育委員会の承認に基づき設定することができます。その事業収入は、指定管理者の収入とします。

(参考例)

ア 教室等事業収入

イ 興行等事業収入

8 応募資格

(1) 個人ではなく、法人又はその他の団体（以下「団体」という。）であること。

(2) 複数の団体がグループを構成して応募することは可能です。この場合、当該施設の管理運営コンソーシアムを設立し、構成団体でコンソーシアム協定を締結してください。

(3) 次の各号に該当する団体（コンソーシアムの構成員も含む。）は応募できません。

ア 会社更生法、民事再生法の規定に基づき更生又は再生の手続きをしている団体

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されている団体

ウ 国税及び地方税を滞納している団体

(4) 当該施設における設置目的に沿い、スポーツ振興事業により振興・健康・レクリエーション増進を図る事業計画を立案、実施し並びに社会体育施設の一体的な管理を円滑に遂行できる能力を有する団体であること。

(5) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、次の事項について留意してください。

ア コンソーシアム協定で選出された代表団体が、応募に関する全ての事務を行ってください。

イ コンソーシアムには名称を付け、その名称で応募してください。

ウ 14 の提出書類の(2)及び(5)から(8)については、構成員全員がそれぞれ提出してください。

エ コンソーシアムの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできません。

オ コンソーシアム協定書に規定される事項は、別冊様式集の「指定管理業務に関するコンソーシアムの考え方について」を参照してください。

9 スケジュール

(1) 募集要項の配布 平成 28 年 9 月 20 日 (火) ～平成 28 年 10 月 18 日 (火)

(2) 募集説明会及び現地見学会の申込の受付 平成 28 年 9 月 20 日 (火) ～平成 28 年 9 月 28 日 (水)

(3) 募集説明会及び現地見学会の開催 平成 28 年 9 月 29 日 (木)

(4) 質問の受付 平成 28 年 10 月 4 日 (火) ～平成 28 年 10 月 5 日 (水)

(5) 申請の受付 平成 28 年 10 月 17 日 (月) ～平成 28 年 10 月 18 日 (火)

(6) 提案書プレゼンテーション及びヒアリング審査 平成 28 年 10 月 25 日 (火)

(7) 選定結果の通知 平成 28 年 10 月末

(8) 指定管理者の指定 平成 28 年 12 月

(9) 協定書の締結 平成 29 年 4 月

※ 配付及び受付については午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土日祝日は除く)

10 募集要項の配布

(1) 配布期間等

平成 28 年 9 月 20 日 (火) から平成 28 年 10 月 18 日 (火) まで

(配布時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ※土日祝日は除く)

(2) 配布場所

掛川市教育委員会社会教育課（掛川市役所南館2階）

(3) 配布方法

配布場所に来所、又は掛川市ホームページからダウンロードしてください。
郵送での配布は行いません。

11 募集説明会及び現地見学会の開催

(1) 開催日時等

日時：平成28年9月29日（木） 午前9時30分から

場所：東遠カルチャーパーク総合体育館さんりーな

内容：募集要項等の内容説明及び終了後現地見学会

(2) 申込方法

参加を希望する場合は、募集説明会参加申込書（様式4）に記入の上、掛川市教育委員会社会教育課スポーツ振興係へ持参、又は電子メールにより送付してください。

なお、参加人数については、1申請者につき2人までとします。

(3) 申込期間

平成28年9月20日（火）から9月28日（水）午後5時15分まで

（申込を持参される場合は、午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。土日祝日を除く。）

12 質問の受付

(1) 受付方法

質問票（様式5）に記入の上、掛川市教育委員会社会教育課スポーツ振興係へ電子メールにより送付してください。

(2) 受付期間

平成28年10月4日（火）から10月5日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

平成28年10月11日（火）に、掛川市ホームページで回答を公開するとともに、全ての募集説明会参加団体に対し電子メールにて回答を送付します。

13 申請書の受付

(1) 提出方法

掛川市教育委員会 社会教育課 スポーツ振興係に提出してください。郵便、ファクシミリ、電子メールでの提出はできません。

(2) 受付期間

平成 28 年 10 月 17 日（月）から 10 月 18 日（火）まで
受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (3) 受付場所
掛川市教育委員会社会教育課スポーツ振興係（掛川市役所南館 2 階）
- (4) 提出書類の部数
正本 1 部、副本 10 部（副本は写しで可）

14 提出書類

提出書類は、証明書を除き A 4 判を原則とします。

なお、様式については掛川市ホームページからダウンロードできます。

- (1) 東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (2) 掛川市いこいの広場指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (3) 掛川市安養寺運動公園指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (4) 掛川市下垂木多目的広場指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (5) 掛川市海洋センター指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (6) 掛川市大東体育施設指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (7) 掛川市大須賀運動場指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (8) 団体概要書（様式 1）
- (9) 事業計画書（様式 2）
- (10) 施設の管理運営に関する業務の収支計画書（様式 3）※応募者が提案する指定管理期間分
- (11) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- (12) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書
- (13) 法人等にあつては直近 3 ヶ年度における事業報告書、貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の明細があるもの）及び株主資本等変動計算書。法人以外にあつては、直近 3 ヶ年度における収支計算書
- (14) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (15) 直近 1 年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、法人市県民税の納税証明書
- (16) グループで応募する場合は、コンソーシアム申請構成表（様式 6）
- (17) グループで応募する場合は、コンソーシアム協定書（様式自由。ただし、「指定管理業務」に関するコンソーシアムの考え方についてを参照）

15 指定管理者候補者審査及び選定

- (1) 提案書プレゼンテーション及びヒアリング審査
日時：平成 28 年 10 月 25 日（火）
場所：掛川市役所 5 階 庁議室
※詳細は別途通知します。

(2) 選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、掛川市指定管理者候補者選定委員会において、応募者から当該施設の管理運営に対する企画を提案していただき、その中から最も優れた提案をしていただいた応募者を指定管理者候補者として選定します。

(3) 選定の基準

指定管理者候補者の選定にあたっては、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。本施設に関する選定基準を選定前に公表しますので、市ホームページを参照ください。

ア 指定管理に対する意欲、抱負、理念について

応募者の姿勢には、意気込みや熱意が感じられ、期待できるか。

イ 市の業務要求水準を達成する方策について

目標達成に向けた提案は、実施可能なものか、継続性・発展性はあるか。

(ア) サービス内容に対する満足度を高める方策

(イ) 従業員の応対(接遇)に対する満足度を高める方策

(ウ) 施設の安全対策に対する満足度を高める方策(事故防止、情報管理、法令遵守等の危機管理など)

(エ) 施設の美観・清潔感に対する満足度を高める方策

(オ) その他人材育成を含め、施設の管理運営全体の満足度を高める方策

ウ 応募者の経営実績を反映させる方策について(応募者が提案する自主事業の内容)

これまでの団体等の経営実績はどうか。

また、その実績、経験・技術の蓄積が積極的に反映されている事業計画の内容か。

エ 収支の試算内容について

収支予測、収入構造等試算条件等は妥当か。

管理運営経費の削減の具体的な方策が提示されているか。

オ 施設管理を安定して行う物的能力及び人的能力について

事業計画書の内容を確実かつ安定して履行するための物的・人的能力を有しているか。

団体等の財務状況の健全性はあるか。

16 選定結果の通知及び公表

申請者あてに、平成 28 年 10 月末までに通知します。また、審査項目、配点及び選定結果は、市ホームページで公表します。

17 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体については、平成 28 年 12 月の掛川市議会定例会において議決(議決予定日 平成 28 年 12 月 21 日(水))を経た後に、指定管理者として指定します。

18 協定書の締結

議会の議決により指定管理者として指定された後、協定を締結します。

(1) 包括協定

指定管理期間中を包括し、教育委員会が承認した事業計画に基づき、包括協定を締結します。

(2) 単年度協定

毎年度、教育委員会が承認した事業計画書に基づき、単年度協定を締結します。

19 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがあります。

(3) 提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効とします。

ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき。

イ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

(5) 提出された書類は、返却しません。

20 責任分担

教育委員会と指定管理者の責任分担は、別添「業務仕様書」のとおりです。

21 再委託の取り扱い

(1) 全部委託の禁止

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

(2) 部分委託の取り扱い

施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、業務の一部を第三者に委託することができます。

(3) 協働型の部分委託の促進

業務の部分委託を行う際、施設の特定利用団体や支援組織等が「自らの活動の場は自らの手で」という協働の精神に立脚して施設管理業務に参画する意思がある場合は、積極的に当該団体等に対し部分委託することとします。

また、教育委員会は市民協働を推進する観点から、協働型の部分委託について、受託者として適格な者を推薦し、受託について協力を求めることがあります。

(4) 多様な担い手の育成

指定管理者は、サービスの向上や事業の実施等について、市民、ボランティア及びNPO等の参画機会を積極的に確保してください。

22 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、以下の法規を遵守しなければなりません。その他関係する法規がある場合は、それらも遵守することとします。

- (1) 地方自治法
- (2) 個人情報保護に関する法律
- (3) 東遠カルチャーパーク総合体育館条例、同施行規則
- (4) 掛川市いこいの広場条例、同施行規則
- (5) 掛川市安養寺運動公園条例、同施行規則
- (6) 掛川市下垂木多目的広場条例、同施行規則
- (7) 掛川市海洋センター条例、同施行規則
- (8) 掛川市大東体育施設条例、同施行規則
- (9) 掛川市大須賀運動場条例、同施行規則
- (10) 掛川市立学校体育施設等使用条例、同施行規則
- (11) 掛川市情報公開条例
- (12) 掛川市個人情報保護条例
- (13) 掛川市環境基本条例
- (14) 掛川市会計規則
- (15) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

23 その他

- (1) 市主催事業への協力について

掛川市が主催又は実施する事業については、施設利用等の協力をしていただきます。主なものは以下の通りです。

ア 国政選挙、地方選挙

イ ラグビーワールドカップ、東京オリンピック関連事業等

ウ その他主催、共催事業

- (2) 市が行う調査への協力について

運営や管理に関する調査について協力していただきます。

- (3) 天井改修工事について

東遠カルチャーパーク総合体育館のアリーナ、プール及びエントランスにおいて、指定期間中に天井の改修工事の実施を検討しており、実施する場合における工事期間中は当該部分について閉鎖することとなります。

なお、一部閉鎖に伴う費用負担等については、別途協議の上決定します。

- (4) 指定管理施設について

掛川市下垂木多目的広場について、今後指定管理施設から除外する場合があります。また、他の施設についても統廃合等により指定管理から除外する場合があります。

なお、指定管理除外に伴う指定管理料の精算については、別途協議の上決定します。

- (5) 指定管理者の指定、指定管理期間及び指定管理料については、掛川市議会の議決が必要となります。否決された場合、選定は無効となることがありますので御承知おきください。

24 問い合わせ先

掛川市教育委員会 社会教育課 スポーツ振興係（市庁舎南館2階）

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

電話 0537-21-1159

ファクシミリ 0537-21-1222

電子メール sports@city.kakegawa.shizuoka.jp

担当者 中山、富口

掛川市社会体育施設
指定管理業務仕様書

平成 2 8 年 9 月

掛川市教育委員会 社会教育課 スポーツ振興係

1 本仕様書の目的

本仕様書は、掛川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と指定管理者が相互に協力し、東遠カルチャーパーク総合体育館、掛川市いこいの広場、掛川市安養寺運動公園、掛川市下垂木多目的広場、掛川海洋センター体育館、掛川海洋センター艇庫、大東海洋センター艇庫、大須賀海洋センタープール、掛川市大東総合運動場、掛川市大東北運動場、掛川市大東ビーチスポーツ公園運動場及び掛川市大須賀運動場（以下「社会体育施設」という。）を適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 社会体育施設の設置目的と指定管理者の指定の意義

スポーツの振興を図るとともに、市民の健康及び体力を増進させることが社会体育施設の設置目的である。

教育委員会と指定管理者は、社会体育施設の管理運営業務に関して、教育委員会が指定管理者の指定を行うことの意義が、健康づくりやスポーツ活動への参加促進、心身の健全な発達、健康の維持及び体力の向上に関する指定管理者の能力を活用し、市民の豊かで充実した生活の実現に貢献するとともに、収支的にも健全かつ安定的な施設経営の実現を図ることにあることを確認する。

3 公共性及び民間事業の趣旨の尊重

指定管理者は、社会体育施設の設置目的及び指定管理者の指定の意義を理解し、常に公共性の保持に努めるとともに、善良な管理者の注意をもって管理運営業務を行うものとする。

また、教育委員会は、管理運営業務が収益事業をも営む民間事業者等によって実施されることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

4 管理運営業務の対象施設

- | | |
|------------|--|
| (1) ア 施設名称 | 東遠カルチャーパーク総合体育館 |
| イ 愛称 | さんりーな |
| ウ 所在地 | 掛川市大池 2250 番地 |
| エ 施設規模 | 鉄筋コンクリート造 地上 2 階一部地下 1 階 総面積 10,578 m ² |
| オ 施設内容 | アリーナ 2,442 m ² (66m×37m、観客席 1008 席、車椅子席 40 席)
武道場 664 m ² (33m×20m)
弓道場 遠的 3 人立、近的 9 人立
研修室 118 m ² (72 人収容)
プール 863 m ² (25m プール×6 コース、幼児プール、採暖室)
トレーニング室 230 m ²
スタジオ 130 m ²
駐車場 250 台
事務室 113.2 m ² |
| カ 供用日 | 1 月 4 日から 12 月 27 日まで (火曜日を除く) |
| キ 供用時間 | 午前 9 時 00 分から午後 9 時 30 分まで (一部施設により異なる) |
| (2) ア 施設名称 | 掛川市いこいの広場 |
| イ 所在地 | 掛川市細谷 1686 番地 |

ウ 敷地面積 95,900 m²
 エ 施設内容 管理棟 197 m² (管理事務所、会議室)
 野球場 18,500 m² (両翼 92m、中堅 120m、観客収容 12,000 人、トイレ 2 箇所)
 多目的広場 15,000 m² (ソフトボール 2 面、ナイター照明 6 基)
 テニスコート 4,500 m² (砂入り人工芝コート 5 面、観客席、ナイター照明 8 基)
 駐車場 450 台 ※臨時北側 200 台、西側 150 台
 景観園
 屋外トイレ 5 箇所

オ 供用日 1月4日から12月27日まで (火曜日を除く)
 カ 供用時間 午前6時00分から午後9時30分まで (一部施設により異なる)

(3) ア 施設名称 掛川市安養寺運動公園
 イ 所在地 掛川市淡陽 116 番地
 ウ 敷地面積 53,428 m²
 エ 施設内容 公園管理棟 421 m² (管理事務所、ミーティングルーム、更衣室)
 多目的グラウンド 8,972 m² (両翼 85m、中堅 100m、ナイター照明 4 基)
 テニスコート 1,376 m² (ハードコート 2 面、ナイター照明 7 基)
 水泳プール 3,835 m² (50m×8 コース、幼児用プール、ナイター設備)
 センタープラザ ※無料開放施設
 ゲートボールコート 1 面 ※無料開放施設
 おへそ山 (遊具等) ※無料開放施設
 駐車場 120 台
 屋外トイレ 5 箇所

オ 供用日 1月4日から12月27日まで (火曜日を除く)
 カ 供用時間 午前6時30分から午後9時30分まで (一部施設により異なる)

(4) ア 施設名称 掛川市下垂木多目的広場
 イ 所在地 掛川市下垂木 2243 番地の 1
 ウ 敷地面積 20,337 m²
 エ 施設内容 芝生広場 8,269 m² (天然芝コート、サッカー 1 面、グラウンドゴルフ)
 ゲートボールコート 1 面 ※無料開放施設
 ランニングコース 100m×5 コース ※無料開放施設
 駐車場 80 台
 屋外トイレ 1 箇所

オ 供用日 1月4日から12月27日まで (月曜日、火曜日、金曜日の午後を除く)
 カ 供用時間 午前8時30分から午後5時00分まで

(5) ア 施設名称 掛川海洋センター体育館
 イ 所在地 掛川市大池 2192 番地
 ウ 総面積 1,102 m²
 エ 施設内容 屋内運動場 726 m² (30.9m×23.5m)
 研修室 62 m² (30 人収容)

- 駐車場 40 台
 事務室 30.18 m²
 オ 供用日 1月4日から12月27日まで(火曜日を除く)
 カ 供用時間 午前9時00分から午後9時30分まで
- (6) ア 施設名称 掛川海洋センター艇庫
 イ 所在地 掛川市大池 2313 番地の 3
 ウ 総面積 199.98 m²
 エ 施設内容 艇庫 199.98 m²
 ※海洋クラブで使用するカヌー等の船艇が格納されている
 オ 設 備 クレーン1基、浮き棧橋、水洗トイレ
 カ 船艇等 備品台帳のとおり
 キ 供用日 1月4日から12月27日まで(火曜日を除く)
 ク 供用時間 午前9時00分から午後4時00分まで
- (7) ア 施設名称 大東海洋センター艇庫
 イ 所在地 掛川市国安 2808 番地の 15
 ウ 総面積 573 m² 2階建
 エ 施設内容 艇庫 412 m²
 ※海洋クラブで使用するカヌー等の船艇が格納されている
 会議室 60人収容
 オ 設 備 浮き棧橋
 カ 船艇等 備品台帳のとおり
 キ 供用日 1月4日から12月27日まで(火曜日を除く)
 ク 供用時間 午前9時00分から午後4時00分まで
- (8) ア 施設名称 大須賀海洋センタープール
 イ 所在地 掛川市沖之須 1924 番地の 1
 ウ 総面積 1,010 m²
 エ 施設内容 水泳プール (25m×6コース、幼児用プール 60 m²)
 駐車場 260 台
 管理棟 135,35 m²
 オ 供用日 7月20日から8月31日まで
 カ 供用時間 午前9時00分から午後8時00分まで
- (9) ア 施設名称 掛川市大東総合運動場
 イ 所在地 掛川市国安 3300 番地の 1
 ウ 敷地面積 95,626 m²
 エ 施設内容 管理棟 472,5 m²
 プール管理棟 430,75 m²
 屋外トイレ 5箇所
 野球場 19,025 m² (軟式専用 両翼 98m、中堅 122m、ナイター照明 6基)
 多目的広場 12,536 m² (ソフトボール2面程度)
 テニスコート 2,978 m² (砂入り人工芝4面、観客席、ナイター照明 15

基)

水泳プール 1,275 m² (50m×9コース、25m×6コース、幼児用プール60m²)

グラウンド・ゴルフ場 (天然芝、全32ホール)

※(社)日本グラウンド・ゴルフ協会認定コース

わんぱく広場 6,421 m² ※無料開放施設

駐車場 400台

オ 供用日 1月4日から12月27日まで (月曜日を除く)

カ 供用時間 午前6時00分から午後9時30分まで (一部施設により異なる)

(10)ア 施設名称 掛川市大東北運動場

イ 所在地 掛川市下土方407番地

ウ 敷地面積 37,412 m²

エ 施設内容 管理棟

屋外トイレ 4箇所

多目的広場 16,071 m² (両翼95m、中堅120m)

テニスコート 5,480 m² (砂入り人工芝4面、ナイター照明17基)

ライフスポーツ広場 (遊具等) ※無料開放施設

駐車場 150台

オ 供用日 1月4日から12月27日まで (月曜日を除く)

カ 供用時間 午前6時00分から午後9時30分まで (一部施設により異なる)

(11)ア 施設名称 大東ビーチスポーツ公園運動場

イ 所在地 掛川市千浜8572番地の3

ウ 敷地面積 17,501 m²

エ 施設内容 ビーチバレーコート 6面

※大東ビーチスポーツ公園 (千浜8572番地の3)

駐車場 180台

オ 供用日 1月4日から12月27日まで (月曜日を除く)

カ 供用時間 午前6時00分から午後5時00分まで

(12)ア 施設名称 掛川市大須賀運動場

イ 所在地 掛川市西大淵6220番地の1

ウ 敷地面積 17,943 m²

エ 施設内容 管理棟

屋外トイレ 2箇所

野球場 (軟式専用 右翼81m、左翼94m)

テニスコート (ハードコート2面)

駐車場 65台

オ 供用日 1月4日から12月27日まで (月曜日を除く)

カ 供用時間 午前6時00分から午後9時30分まで (一部施設により異なる)

5 運営基本方針

社会体育施設は、市民のスポーツの振興及び健康及び体力を増進するため、また、各種スポ

ーツ活動に利用可能な施設である。

社会体育施設は、以下の基本方針のもと、関係法令、並びに関連する諸規定に基づき、効率的な運営を行い、地域スポーツの振興に寄与するものである。

(1) 市民スポーツの振興

市民のお達者度を高め、子どもから高齢者まで多くの市民がスポーツを「する」「見る」「教える」「支える」「始める」場として各種スポーツ大会など市民スポーツの振興に寄与する。

(2) 各種スポーツの場の提供

市民スポーツの拠点としての役割を担うとともに、各種スポーツの需要に応える場を提供する。

(3) スポーツを通じた交流の環境づくり

市民スポーツの交流の場として、誰でも気軽に利用できる施設環境づくりをすすめる。

6 指定管理期間

平成 29 年 4 月 1 日から最長 10 年以内とする。

7 業務要求水準

教育委員会は、市民満足度の高い効率的・効果的な施設の管理運営を確保するため、指定管理者に次の業務要求水準を課すものとする。

なお、業務要求水準の数値は、12 施設それぞれに 4 ヶ月ごと及び年度末に行う利用者満足度調査により把握するものとする。

評価項目	評価指標	要求水準
A 施設全体の満足度	4 ヶ月に 1 度集計し、「満足」又は「ほぼ満足」と回答した利用者の割合 集計対象者は 12 施設それぞれに 100 人以上とする	90%以上
B サービス内容の満足度		
C 従業員対応の満足度		
D 施設安全対策の満足度		
E 美観・清潔感の満足度		
F 施設の利用者数（人）	教育委員会は、指定管理者が策定する事業計画書の内容に基づき、協定締結時に施設利用者数の数値目標を設定する。	

8 施設設備等に対する指定管理者の投資

指定管理者は、施設の設置目的が損なわれない範囲で、利用者のサービス向上のために施設の新築、増改築及び機械設備の充実等、教育委員会が承認した事業計画に基づき、指定管理者

自ら投資を行うことができるものとする。

指定管理期間満了時或いは指定管理者交代時における本資産の取り扱い、投資に関する事業計画が提出された時に取り扱いについて協議を行い、決定した事項について覚書等を締結することとする。

9 開館時間及び休館日

社会体育施設に関する条例及び規則では、原則的な開館時間及び休館日を定めているが、これを指定管理者が自ら策定した事業計画書に整合する内容で再設定し、教育委員会の承認を得て変更することができるものとする。

なお、開館時間及び休館日を変更する場合は、これを広く周知するものとする。

10 管理運営業務の根拠法規等

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたっては、本書のほか、指定管理者が策定し教育委員会が承認した事業計画書及び次に掲げる関係の法令等の定めるところによるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）
- (3) 東遠カルチャーパーク総合体育館条例（平成 17 年掛川市条例第 230 号。）
- (4) 掛川市いこいの広場条例（平成 17 年掛川市条例第 166 号。）
- (5) 掛川市安養寺運動公園条例（平成 17 年掛川市条例第 167 号。）
- (6) 掛川市下垂木多目的広場条例（平成 17 年掛川市条例第 168 号。）
- (7) 掛川市海洋センター条例（平成 17 年掛川市条例第 170 号。）
- (8) 掛川市大東体育施設条例（平成 17 年掛川市条例第 172 号。）
- (9) 掛川市大須賀運動場条例（平成 17 年掛川市条例第 231 号。）
- (10) 掛川市情報公開条例（平成 17 年掛川市条例第 15 号。以下「情報公開条例」という。）
- (11) 掛川市個人情報保護条例（平成 17 年掛川市条例第 16 号。以下「個人情報保護条例」という。）
- (12) 掛川市環境基本条例（平成 17 年掛川市条例第 227 号。以下「環境条例」という。）
- (13) 掛川市会計規則（平成 17 年掛川市規則第 32 号。以下「会計規則」という。）
- (14) 掛川市立学校体育施設等使用条例（平成 17 年掛川市条例第 165 号。）
- (15) 労働関係法令（労働時間や労働賃金、雇用の形態など、適正な管理を行うこと。）
- (16) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

11 管理運営業務の内容

指定管理者が行う管理運営業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の使用許可に関する業務
 - (2) 施設の利用料金徴収に関する業務
 - (3) 施設利用の受付業務
 - (4) 施設利用者への対応
 - (5) 施設の利用料金減免に関する業務
 - (6) 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務
- ア 備品の管理については管理責任者を選任するとともに、年 1 回「備品点検」を実施し、

報告書を作成して教育委員会へ報告する。

イ 備品の配置換えや廃棄が必要になった場合は、随時教育委員会に報告する。

- (7) 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務
- (8) 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務
- (9) 施設の利用促進及び心身の健全な発達、健康の維持及び体力の向上事業の企画実施に関する業務
- (10) 事故・災害発生時における救助及び応急措置に関する業務
- (11) 地域への貢献活動に関する業務
- (12) 地震、津波等の自然災害、事件及び事故などが発生した際の防災拠点としての機能発揮、支援に関する業務
- (13) 掛川市大東総合運動場、掛川市海洋センター体育館でのグラウンド・ゴルフ用具貸出に関する業務
- (14) 東遠カルチャーパーク総合体育館、掛川市海洋センター体育館での学校体育施設等使用者登録・施設利用券の販売に関する業務
- (15) 海洋センター艇庫の運営および管理に関する業務
 - ア 掛川市海洋性レクリエーション指導員の派遣
 - イ 掛川海洋クラブの運営は、別に定める掛川市海洋クラブ事業実施要綱に基づいて行うこと。

ウ 海洋教育事業の啓発

エ 運営に関する留意事項

- (ア) 掛川海洋センターについては、B & G財団が提示するB & G海洋性レクリエーション指導員の配置に関する基準の三類の条件を満たすこと。
大東海洋センター艇庫と大須賀海洋センターについては、基準の一類の条件を満たすこと。

オ 指導依頼

- (ア) 海洋性スポーツの指導依頼があった場合は、指導員又は指定管理者が指名する者(資格取得者)を派遣すること。また、その際には指定管理者が窓口となり、利用者・指導員双方への連絡等調整を行うこと。
- (イ) 指導依頼があった場合、利用者に指導員派遣依頼書の提出を求めること。

カ 設備の操作

- (ア) 救助艇を操作するには、2級小型船舶免許を取得すること。
- (イ) 水上オートバイを操作するには、特殊船舶操縦士免許を取得すること。
- (ウ) クレーンを操作するには、玉掛け免許及びクレーン（5トン未満）免許を取得すること。

キ 大井川右岸土地改良区への申請

- (ア) 大井川用水大池調整池の使用許可申請書を年度ごとに提出すること。
- (イ) その他関係書類を提出すること。

ク 各種点検

安全に業務を行うため、次に掲げる点検を徹底すること。

- (ア) 毎年シーズン開始前（4月）にクレーンの年次点検を行うこと。
- (イ) 毎年シーズン開始前（4月）に救助艇の船外機の点検を行うこと。
- (ウ) 船検（定期検査及び中間検査）を実施すること。

（注）平成28年度は検査済み → 次回は平成31年度に実施すること。

水上オートバイは平成30年度に実施すること。

- (エ) 一般財団法人静岡県生活科学検査センターから浄化槽法定検査実施の通知が届いた

ときは、直ちに検査を行うこと。

(オ)浄化槽保守点検について、年度当初に専門業者と契約を締結し、3月に1回浄化槽の保守点検を行うこと。

(カ)点検の際は、作業日程及び方法について専門業者と協議し、業務の内容を把握すること。

(キ)点検終了後は、教育委員会に報告書を提出すること。

ケ 安全管理

(ア)救助艇を保管する場合は、確実な手段により固定すること。

(イ)舟艇等の保管状況を随時確認し、落下等の危険がないよう管理すること。

(ウ)浮棧橋に係留を行う場合は、浮棧橋のフックとロープを利用して舟艇等が移動することがないようにすること。

(エ)暴風雨、増水等により、施設及び舟艇等に被害が発生するおそれがある場合は、被害を最小限に食い止めるための事前措置を行うこと。

(オ)急な傷病の発生に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。また、職員が初動対応できるよう、救命救急講習を受講させること。

コ 施設等管理

(ア)施設について、不具合の有無を定期的に確認すること。

(イ)設備について、正常に起動するかどうかを定期的に確認すること。

サ 海洋性スポーツ以外の目的による艇庫利用

海洋性スポーツ以外の艇庫の利用については、教育委員会と協議すること。

シ B&G財団との連携について

(ア)B&Gコンパス（インターネット）による連絡調整をすること。

(イ)センター評価及びクラブ評価

海洋センター及び海洋クラブに関する運営状況、活動内容等の評価がA以上になるよう努めなければならない。

ス 静岡県B&G財団地域海洋センター連絡協議会等会議への出席

セ 協議会役員の業務

静岡県B&G財団地域海洋センター連絡協議会又は中部ブロックB&G海洋センター連絡協議会の役員に該当する年度は、役員としての業務を行うこと。

ソ 事務局の業務

静岡県B&Gスポーツ大会の水上の部の当番に該当する年度は、当該スポーツ大会の事務局としての業務を行うこと。

タ 指導員との連携について

(ア)指導員会定例会

指定管理者は、4月から9月まで及び翌年の3月に開催されるB&G指導員会定例会に事務局として参加し、取りまとめを行い、活動について調整を図ること。また、その他指導員会定例会に関する業務を行うこと。

(イ)指導員手当の支払い

指導員手当の支払いは、教育委員会が行う。

(ウ)派遣状況の報告

指定管理者は、指導員を派遣したときは、各指導員の出役の状況を記録し、当該派遣日の属する日の翌月の10日（3月分の報告は、3月31日）までに教育委員会に報告すること。

チ シーバードジャパンの業務について

シーバードジャパンの目的、及びの指定の意義を理解し、常に公共性の保持に努めると

ともに、善良な管理者の注意をもって管理運営業務を行うものとする。

(ア)水上オートバイの管理を行うこと。

(イ)救命等に伴う緊急対応時には、消防署等に艇庫を使用させること。

(ウ)その他シーバード業務の運営に関し必要と認めるものについては、その都度教育委員会と協議し決定することとする。

(16)業務を外部委託する場合は、次の事務を適正に行う。

ア 委託先を明確にするため必ず契約書を作成する。なお、契約締結後は契約書の写しを教育委員会へ提出すること。

(17)前各号のほか、教育委員会が施設の管理運営に関して必要と認めた業務

(18)その他

社会体育施設で開催される大会等の年間行事の予定については、利用を希望する関係団体等を召集し「優先利用予約調整会議」を前年度中に開催すること。

1.2 禁止事項

次の事項については、禁止することとする。

(1)教育委員会の承認がない事業計画の実施

(2)公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる行為

(3)集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる行為

(4)その他社会体育施設の使用を不相当と認めるとき

1.3 利用料金

利用料金については、社会体育施設の条例に定める金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。利用料金については、自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度により、指定管理者の収入とする。

また、指定管理者が策定し教育委員会の承認を得て実施する自主事業で得た収入についても、指定管理者の収入とする。

1.4 利用料金を免除した場合における減収分の補てん費の支払い方法等

利用料金の減免規定に基づき利用料金を免除した場合の減収分については、教育委員会が指定管理者に対して補てん費として支払うものとする。

また、災害発生時の防災拠点等としての協力に要した費用については、教育委員会と指定管理者が協議の上、適当と認められる費用について教育委員会が負担するものとする。

(1)教育委員会は、指定管理者の請求に基づき、支払うものとする。

(2)指定管理者は、完了報告書の提出時に教育委員会に対して精算請求を行うものとし、教育委員会は、その請求書を受理した日から30日以内に指定管理者に対して支払うものとする。

1.5 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営業務に関する経理を専用の口座で管理し、自身の団体と独立して施設ごと管理することとする。

1.6 指定管理料の支払い方法

- (1)教育委員会は、指定管理者に対し、指定管理料を一括或いは分割して支払うものとする。
- (2)指定管理者は、完了報告書の提出後、教育委員会に対して指定管理料の精算請求を行うものとする。

ただし、分割の場合、その請求額は、指定管理料から概算払い金額を差し引いた金額とする。

- (3)教育委員会は、その請求書を受理した日から30日以内に指定管理者に対して指定管理料を支払うものとする。
- (4)指定管理料は、特別な理由がない場合は精算しないものとする。
- (5)独立採算制による管理運営への移行の検討

教育委員会は、管理運営業務の開始後、施設の収支状況を評価し、収支均衡が図られると判断するときは、指定管理者と指定管理料の減額について検討します。

さらに、収入額が支出額を上回ると判断するときは、指定管理料の支出を取り止め、独立採算制による管理運営への移行を検討します。

1.7 管理運営業務の履行体制

指定管理者は、管理運営業務を行うにあたって、事業計画を確実に履行する体制を構築することはもちろんのこと、次の者を必ず配置選任することとする。

- (1)統括責任者1人を置く。
- (2)その他、消防法等関係法令に定められた人員の選任等を行う。

1.8 年度事業計画書の提出

- (1)指定管理者は、毎年度の管理運営業務開始日の15日前までに、教育委員会に対して次に掲げる事項を記載した年度事業計画書を提出し、承認を受けるものとする。

ア 管理運営業務の方針及び重点課題

イ 管理運営業務の年間目標

(ア)業務要求水準に対する目標

(イ)利用料金収入

(ウ)利用者数

ウ 施設管理及び自主事業の実施計画

エ 収支計画書

オ 職員体制の組織図

カ 修繕計画書

キ サービス向上のための計画

ク 施設の利用促進に向けた計画

- (2)指定管理者は、前項の計画書に変更が生ずるときは、あらかじめ教育委員会と協議したうえで、計画変更の承認を受けるものとする。

ただし、年間利用料金収入総額及び管理費支出予算総額を変更する場合は、毎年度10月末日までに協議をしなければならない。

- (3)指定管理者は、事業計画書の提出とあわせ、防災、情報漏洩、事件、事故に対する職員行動等に関する危機管理マニュアルを教育委員会に提出し、承認を受けるものとする。

19 自主事業

指定管理者は、民間事業者等の企画力、サービス力に富んだサービスを提供し、もって市民の豊かで充実した生活を実現するため、また健全かつ安定的な施設経営の実現を図るため、自主事業を積極的に行うものとする。

- (1) 指定管理者は、自主事業の計画をあらかじめ年度事業計画に定め、事前に教育委員会の承認を得るものとする。
- (2) 指定管理者は、自主事業の実施において社会体育施設を使用するときは、社会体育施設の条例に定める利用料金を支払わなくてよいものとする。
- (3) 掛川総合スポーツクラブ事業の継続に配慮すること。

20 定期報告の義務

指定管理者は、4ヵ月ごとに管理運営業務の終了後15日以内に、次に掲げる事項を記載した管理運営業務定期報告書を教育委員会に提出し評価を受け、以後の管理運営業務に必要な改善を行わなければならない。

ただし、(2)(3)(5)(6)(7)については、毎月10日までに教育委員会に報告するものとする。

- (1) 業務要求水準の達成状況
 - ア 施設全体の満足度
 - イ サービス内容の満足度
 - ウ 従業員対応の満足度
 - エ 施設安全対策の満足度
 - オ 美観・清潔感の満足度
 - カ 施設の利用者数
- (2) 収支状況
 - ア 全体
 - イ 施設機能別
- (3) 施設の月別利用者状況
 - ア 全体
 - イ 施設機能別
 - ウ 各種大会等
- (4) 事業計画の実施状況
- (5) 施設の維持管理状況
- (6) 管理運営に対する苦情・意見・要望等の処理顛末状況
- (7) その他管理運営の実態を把握するために必要な事項

21 完了報告書の提出

指定管理者は、毎年度の管理運営業務の終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した完了報告書を教育委員会に提出し評価を受けなければならない。

ただし、指定管理者が、年度の途中において自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、取り消しの日から起算して30日以内に、取り消しの日までの間の完了報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務要求水準の達成度

- ア 施設全体の満足度
 - イ サービス内容の満足度
 - ウ 従業員対応の満足度
 - エ 施設安全対策の満足度
 - オ 美観・清潔感の満足度
 - カ 施設の利用者数
- (2) 収支決算書
- ア 全体
 - イ 施設機能別
- (3) 施設の月別利用者実績
- ア 全体
 - イ 施設機能別
 - ウ 各種大会等
- (4) 事業計画の実施結果
- (5) 施設の維持管理結果
- (6) 管理運営に対する苦情・意見・要望等の処理顛末
- (7) その他管理運営の実態を把握するために必要な事項

2.2 管理運営業務の再履行

教育委員会は、管理運営業務の内容が、根拠法令、承認済みの事業計画内容に適合しないものであるときは、指定管理者に対してその業務の再履行を命ずることができる。この場合において、再履行に要する費用は、指定管理者の負担とする。

2.3 帳簿の保管・整備等

- (1) 指定管理者は、次に掲げる書類を教育委員会から引継ぎ、常備するものとする。
- ア 施設の完成図（建築・電気・設備）
 - イ 施設の保証書（建築・電気・設備）
 - ウ 施設の取扱説明書（建築・電気・設備・備品）
 - エ その他施設建築工事に関する書類・図面等
- (2) 指定管理者は、次に掲げる帳簿等を作成し、常備するものとする。
- ア 施設の利用状況、管理運営業務の実施状況等を日ごとに記録した書類（業務日誌）
 - イ 利用料金の徴収実績が証明できる帳票、帳簿及び計算書
 - ウ 利用料金の減免に係る書類
 - エ 支出経理簿及び領収書（又は請求書）
 - オ 中長期修繕計画書
 - カ その他教育委員会が必要と認めるもの
- (3) 前各号の帳簿等は、指定管理期間終了後5年間保管するものとする。
- (4) 指定管理者は、指定管理期間が満了し、又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合は、関係帳簿等を速やかに教育委員会に引き渡すものとする。

2.4 備品等の貸与

- (1) 教育委員会は、管理運営業務に必要な備品等（以下「備品等」という。）を指定管理者に

無償で貸与するものとする。

- (2) 前項の備品とは、備品台帳に掲げるものをいう。
- (3) 指定管理者は、貸与を受けた備品等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、損傷又は亡失したときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- (4) 指定管理者が貸与を受けた備品等の修繕又は更新については、教育委員会が行うものとする。
- (5) 指定管理者は、貸与を受けた備品等を管理運営業務以外に供してはならない。
- (6) 指定管理者は、指定管理期間が満了し、又は自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、貸与を受けた備品等を速やかに教育委員会に返還するものとする。

2 5 建物の修繕

- (1) 建物の躯体、防水、外装及び基幹的な設備の改修整備については、教育委員会が行うものとする。ただし、1 件につき 20 万円未満の現状の機能を回復するための簡易な修繕又は工事については、指定管理者が行うものとする。
- (2) 利用者の安全確保のために緊急を要する修繕工事の場合は、20 万円を超えるものであっても、指定管理者が行うことができるものとする。
この際に要した費用は、教育委員会が負担するものとし、その請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

2 6 定例会議の開催

指定管理者は、施設の管理運営業務を良好かつ円滑に遂行するために、開催日を教育委員会と協議して定め、定期的に会議を開催するものとする。

2 7 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報保護法及び個人情報保護条例の規定に準拠し、管理運営業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 8 情報公開

指定管理者は、管理運営業務に関して、情報公開条例に基づき情報公開請求がなされたときは、情報公開しなくてはならない。

2 9 臨機の措置

指定管理者は、管理運営業務に関して事故が発生したときは、臨機の措置を講ずるとともに、直ちに教育委員会に報告するものとする。

教育委員会は、特に必要と認めるときは、指定管理者に対して所要の措置を指示することができるものとする。

3 0 責任分担

教育委員会と指定管理者の責任分担は、原則次のとおりとする。

項目		教育委員会	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価・金利変動	物価・金利変動に伴う経費の増		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用者の変動	教育委員会の事情による利用者の減	○	
	事業計画による利用者見込みとの相違		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク	協議事項	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品等の損傷、利用者への損害、臨時休業等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎに係る費用負担			○
施設の管理運営			○
利用者及び地域住民等からの要望、苦情及び訴訟等対応			○
施設の修繕、改修等 (ただし、指定管理者の提案に基づくものは除く)		* ¹ 協議事項 1件20万円 以上の場合	○ 1件20万円 未満の場合
施設の基幹的設備の整備・改修		○	
備品等の維持管理(物品の盗難、 施設の損壊、情報漏洩等)	管理責任に係るもの		○
	所有権に係るもの	○	
施設の使用許可等			○
施設の目的外使用許可		○	
利用料金の徴収			○
減免の決定			○
第三者への賠償			* ² ○
災害時対応	現場対応		○
	指示	○	
事故、火災等による施設の復旧		* ³ 協議事項	

- ※1 原則として教育委員会の負担とするが、協議のうえ指定管理者負担となる場合がある。
- ※2 指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び周辺住民等に損害を与えた場合が対象となる。
- ※3 事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。指定管理者が負担するものの内、指定管理の継続に重大な影響を及ぼす事案については、その都度協議するものとする。

3.1 災害時等の施設の管理

- (1) 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、施設を閉館し、教育委員会の管理下に置くことができるものとする。
 - ア 災害の観測情報や警戒宣言が発せられた場合等において、利用者の安全確保のために閉館する必要があると教育委員会が認めるとき。
 - イ 災害が発生し、市民の避難施設や災害救援の拠点施設として使用する必要があると教育委員会が認めるとき。
 - ウ その他の理由により、閉館する必要があると教育委員会が認めるとき。
- (2) 施設を閉館した場合において、管理費の取り扱いその他必要な事項については、教育委員会と指定管理者が協議の上、決定するものとする。

3.2 環境条例の遵守

指定管理者は、施設の管理運営業務にあたっては、環境条例を遵守し、温室効果ガス排出削減等の環境への配慮に努めるものとする。

3.3 目的外の使用

- (1) 指定管理者は、施設の設置目的以外の目的で施設を使用するときは、教育委員会に対して行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、第三者から前項と同様な趣旨による体育館の使用願いがあつたときは、その願出を受理することなく、願出人に対して教育委員会へ願出するように指導するものとする。
- (3) 教育委員会は、前項の願出があつたときは、指定管理者と協議の上、管理運営業務に支障がなく、かつ市民サービスの向上に貢献すると認めるときは、許可するものとする。

3.4 再委託の取り扱い

- (1) 指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。
- (2) 指定管理者は、施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断するときは、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

この場合において、施設の特定利用団体や支援組織等が協働の精神に立脚して施設管理業務に参画する意思があるときは、積極的に当該団体等に対し部分委託することとする。
- (3) 指定管理者は、施設の管理運営業務の一部を第三者に委託するときは、書面により教育

委員会に報告するものとする。

- (4) 指定管理者は、サービスの向上や事業の実施等について、市民、ボランティア及びNPO等の参画機会を積極的に確保するものとする。

3.5 権利義務の譲渡等の禁止

指定管理者は、協定に基づいて生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

3.6 指定管理者の取り消し等

(1) 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

ア 自治法第244条の2第10項の規定に基づき行う教育委員会の指示に指定管理者が従わないとき。

イ 指定管理者が、関係法令や協定の規定に違反したとき。

ウ 指定管理者が、協定期間内に管理運営業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと教育委員会が認めるとき。

エ 指定管理者の故意又は重大な過失により教育委員会に損害を与えたとき。

オ その他指定管理者に管理運営業務を行わせることが適当でないと教育委員会が認めるとき。

- (2) 協定の締結後、事情の変化により、教育委員会が管理運営業務を指定管理者に処理させる必要がなくなったときは、双方協議の上、協定を解除することができる。

3.7 違約金

安定かつ適切な施設の管理運営を確保するため、指定管理者が正当な理由がなく施設の管理運営業務を実施しない等の理由で指定管理を取り消されたときや、指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退したときは、教育委員会は指定管理者に対し違約金を請求する。

- (1) 違約金の額は、前年度の年間施設管理運営費決算額を12で除し、1ヵ月分の概算施設管理運営費を算出した上で、その4ヵ月分に相当する額とする。

なお、算出額に千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。

- (2) 納入期限は、教育委員会から違約金の請求があった日から30日以内とする。

3.8 損害賠償責任

- (1) 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償する。

なお、この場合において違約金の額を超えて教育委員会に損害が発生したときは、教育委員会は指定管理者にその損害を追加請求する。

ア 社会体育施設の管理運営の実施に関し、指定管理者の責めに帰すべき理由により、教育委員会又は第三者に損害を与えたとき。

イ 教育委員会が、自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合におい

て、教育委員会に損害を与えたとき。

ウ 指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退し、教育委員会に損害を与えたとき。

(2)前記(1)のイ及びウの場合の、損害賠償の金額は、前年度の年間施設管理運営費決算額を365日で除し、1日当たりの概算施設管理運営費を算出した上で、次の指定管理者が決定するまでの期間(日数)を乗じた額とする。

また、この日数を算出するにあたり、次の指定管理者が決定するまでの期間中に休館日等が含まれていても、1日として算入する。

なお、算出額に千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。

(3)教育委員会は、社会体育施設の設置者の責任において、火災のほか必要な損害賠償等の保険に加入する。

(4)指定管理者は、教育委員会の損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入することとする。

(5)指定管理者は、自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取り消しを受け、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、教育委員会に対してその損害を請求することができないこととする。

3.9 事業実施状況の評価及び協議

教育委員会は、市民満足度の高い効率的・効果的な施設の管理運営を確保するため、業務仕様書に定める要求水準の達成状況を定期的に評価するとともに、年度終了時には総合的に指定管理業務の評価を行います。

評価結果が思わしくない場合は、教育委員会は改善等必要な指示を行います。指定管理者がこれに従わない場合や、事業計画書の内容の履行を怠ったと評価されるときは、指定管理業務の停止や指定の取り消しを行います。

また、施設の管理運営上、解決すべき懸案事項がある場合は、その都度、指定管理者と協議します。

なお、評価結果は市ホームページ等で情報公開します。

(1)年度終了時に、事業報告書の提出を義務づけます。

(2)基本4ヵ月ごとに、仕様書に定める要求水準の達成状況の報告を義務づけます。

また、施設の月間利用者数等は毎月の報告を義務づけます。

(3)年度途中においても、教育委員会が必要と判断した時には、指定管理者に管理運営状況や収支状況等に関して報告を求めます。

(4)教育委員会は、指定管理者からの各種報告の内容を確認し、必要な措置を行います。

また、定期または随時に担当職員による現地調査を実施し、指定管理者への指示、協議等を行います。

(5)指定管理者には、教育委員会からの指示や評価結果に基づく自律的な改善を求めます。

(6)施設において災害、事件・事故等があった場合の報告は、最大限の迅速・正確性を求めます。

また、事件・事故等の検証結果から、その後の危機管理体制の見直し・確立等を含む再発防止策の報告を求めます。

4.0 原状回復

(1)指定管理者は、指定管理期間が満了し、又は自治法第244条の2第11項の規定により指定

を取り消されたときは、施設及び設備を原状に回復し、速やかに教育委員会に引き渡すものとする。

ただし、指定管理期間満了後も、引き続き指定管理者として管理運営業務を行う場合及び原状を回復するに及ばないと教育委員会が認める場合は、この限りでない。

- (2)前記(1)の場合において、指定管理者の投資によって形成された資産がある場合は、投資に関する事業計画が提出された際の事前協議結果に基づき、指定管理期間満了時或いは指定管理者交代時において、譲渡、残存価値による買い取り、撤去等の処理を行うものとする。

ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者が交代する場合には、教育委員会は事前協議の結果に関係なく残存価値による買い取りを行わないものとする。

4.1 重要事項の変更の届出

指定管理者は、定款、事務所の所在地、代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

4.2 立入調査

教育委員会は、必要に応じて、管理運営業務に関する指定管理者の労務管理、施設管理、備品管理、物品管理、帳簿管理、経理等の実態を把握するため、立入調査を実施するものとする。

また、市の監査委員による監査及び外部監査人による監査の対象となった場合には、積極的に協力しなければならない。

4.3 指定管理者の引き継ぎ

- (1)指定管理者は、指定管理期間が満了し、又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、教育委員会の指示に従って、新たな指定管理者に対し、管理運営業務を円滑に継続するために必要な引き継ぎを行うものとする。リース物件については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、指定管理期間満了後も、引き続き指定管理者として管理運営業務を行うときは、この限りでない。

なお、引き継ぎに係る費用について教育委員会は一切負担しない。

- (2)現在の指定管理者に代わり、新たに指定管理者となる団体は、現在の指定管理者が当該施設の管理運営のために雇用している従業員のうち、引き続き雇用を希望する者の雇用に最大限努めることとする。

4.4 疑義の解決

自治法、個人情報保護法、条例、規則、個人情報保護条例、環境条例、会計規則、仕様書及び協定書に定めるもののほか、必要な事項については、双方協議の上、決定するものとする。